

# 小山市人事行政の運営等の状況のお知らせ

市の人事行政の公正性・透明性を高めるため、「小山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、市民の皆様にも、本市職員の任用、給与、勤務条件などの状況を公表します。

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用試験の実施状況（平成29年4月2日～平成30年4月1日採用者）

試験区分		受験者	最終合格者	競争率
事務職員	一般事務	131人	24人	5.5倍
	自己アピール採用 (一般事務)	3人	1人	3.0倍
	身体障がい者対象 (一般事務)	2人	0人	—
技術職員	土木技師	17人	9人	1.9倍
	建築技師	16人	4人	4.0倍
	機械技師	7人	2人	3.5倍
	電気技師	8人	2人	4.0倍
	保健師	9人	2人	4.5倍
	保育士	21人	4人	5.3倍
	紬織士	4人	1人	4.0倍
消防職員		47人	7人	6.7倍
合計		265人	56人	4.7倍

(2) 昇任の状況（平成 29 年 4 月 2 日～平成 30 年 4 月 1 日）

昇任試験及び小山市職員試験委員会における選考により昇任を行っています。

職名	昇任者数	職名	昇任者数
参事	7 (1) 人	主任	13 (1) 人
副参事	13 (3) 人	主査	21 (9) 人
主幹	12 (1) 人	業務主任	0 (0) 人
副主幹	26 (10) 人		

※ 括弧内は女性職員数です。

※ 消防職は含みません。

(3) 再任用制度及び任期付職員制度の実施状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

本格的な高齢社会に対応するため、職員の長年培った知識・経験を活用するとともに、定年退職から年金支給開始までの間の生活を支える仕組みとして、再任用制度を導入し、働く意欲と能力のある定年退職者等を再雇用しています。

また、厳しい財政状況下において高度化、多様化する住民ニーズに的確に対応した行政サービスを実現するため、平成 18 年から任期付職員制度を導入し、専門知識や技量を有する者等を一時的、限定的業務に任期を区切り採用しています。さらに、平成 24 年 4 月 1 日から、本市独自の学級編成基準に基づき、複式学級を解消するため、市費負担の任期付教職員を採用し、より充実した教育環境の醸成を図っています。

	職種	区分	常時勤務職員	短時間勤務職員	合計
	再任用 職員	一般行政職		2 人	46 人
技能労務職			0 人	25 人	25 人
消防職			0 人	2 人	2 人
合計			2 人	73 人	75 人
任期付 職員	一般行政職		2 人	6 人	8 人
	技能労務職		0 人	1 人	1 人
	教育職		6 人	0 人	6 人
	合計		8 人	7 人	15 人
育児休業代替 任期付職員	一般行政職		11 人	0 人	11 人
	合計		11 人	0 人	11 人

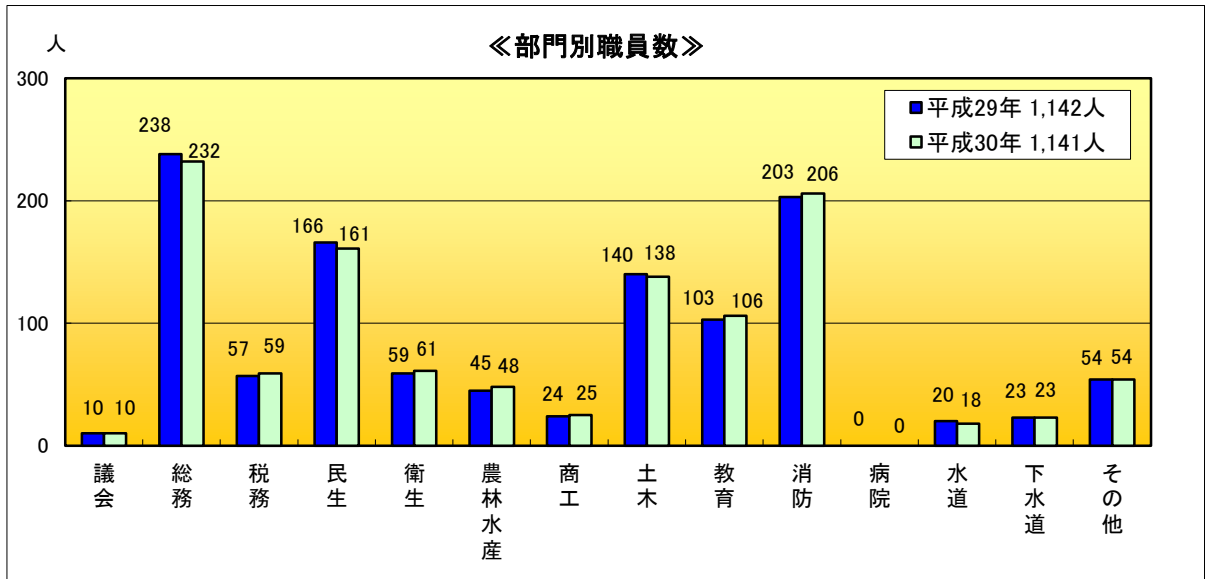
(4) 職員の離職の状況（平成 29 年度実績）

職種	一般行政職	技能労務職	消防職	小計	警察職	教育職	合計
退職者数	40 人	17 人	3 人	60 人	1 人	7 人	68 人

※ 派遣元への帰任等を含みます。

(5) 定員管理の状況

① 部門別職員数の状況（各年4月1日現在）



② 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部門	区分	職員数		対前年増減数		平成30年度の 主な増減理由
		平成29年	平成30年	平成29年	平成30年	
一般行政部門	議会	10人	10人	0人	0人	
	総務	238人	232人	8人	▲6人	業務見直し
	税務	57人	59人	1人	2人	業務強化
	民生	166人	161人	▲2人	▲5人	保育所民設民営化
	衛生	59人	61人	▲2人	2人	業務強化
	農林水産	45人	48人	▲2人	3人	育休代替任期付職員制度の活用
	商工	24人	25人	▲1人	1人	業務強化
	土木	140人	138人	1人	▲2人	職員配置見直し
	小計	739人	734人	3人	▲5人	
特別行政部門	教育	103人	106人	▲2人	3人	業務強化
	消防	203人	206人	2人	3人	業務強化
	小計	306人	312人	0人	6人	
普通会計		1,045人	1,046人	3人	1人	

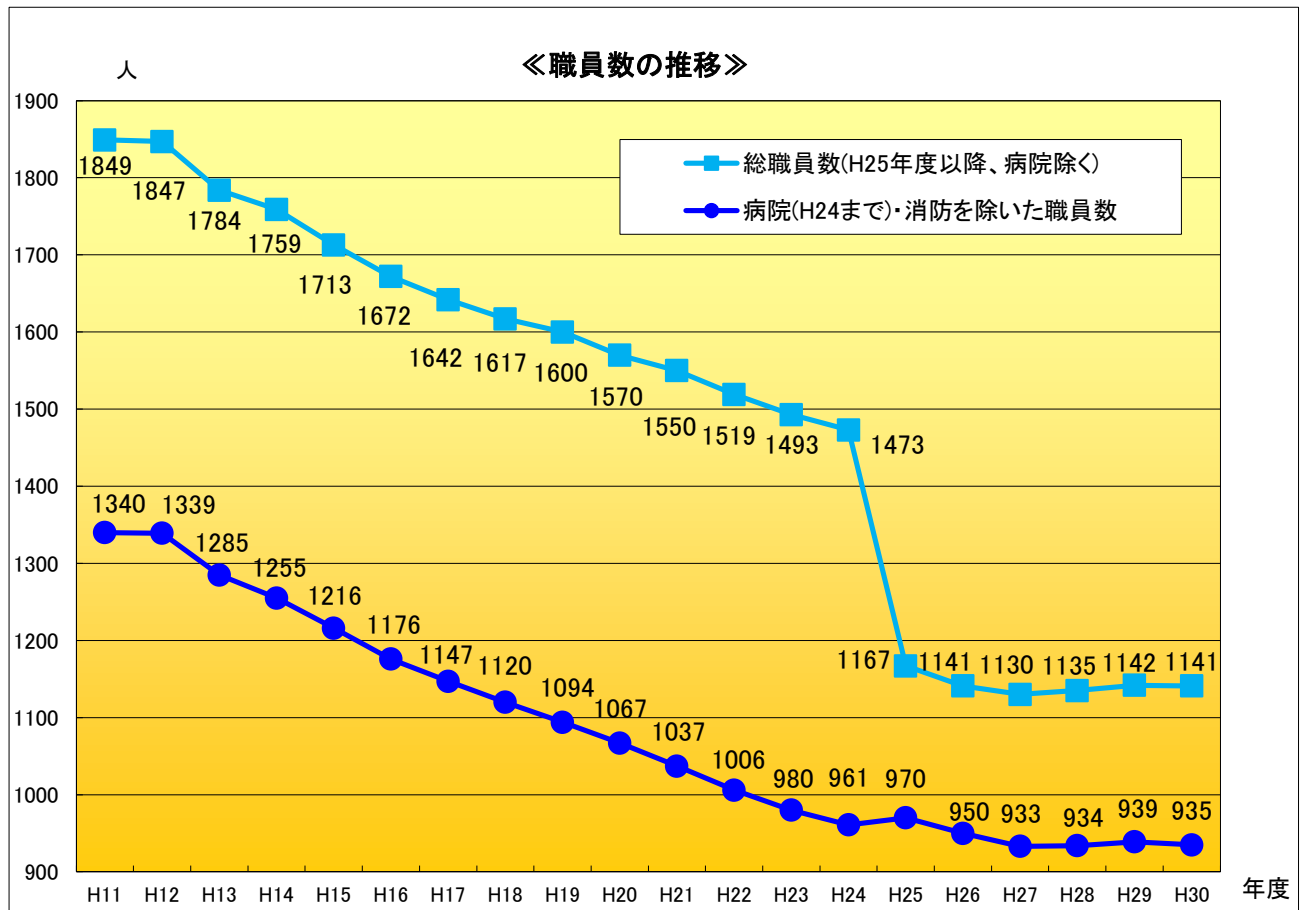
公営企業等 会計部門	病 院	0 人	0 人	0 人	0 人	
	水 道	20 人	18 人	▲1 人	▲2 人	民間委託の推進
	下水道	23 人	23 人	1 人	0 人	
	その他	54 人	54 人	4 人	0 人	
	小 計	97 人	95 人	4 人	▲2 人	
合 計		1,142 人	1,141 人	7 人	▲1 人	

※ 職員数は一般職に属する職員数で、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

※ 小山市民病院は平成 25 年 4 月 1 日に地方独立行政法人に移行しました。

(6) 職員数の推移（各年4月1日現在）

小山市では、平成12年度から5か年ごとに「定員適正化計画」を作成し、事務事業の見直しや指定管理者制度・民設民営化の導入、業務のIT化などを行い、定員の適正管理に取り組んできました。その結果、平成12年から平成27年までの15年間に合計717人の職員を削減し、本市行政のスリム化に一定の成果を得たところです。平成27年度からは、職員数の維持や能力向上に重点を切り替え、定員の適正管理を進めております。



※ 小山市市民病院は平成25年4月1日に地方独立行政法人に移行しました。

※ 平成25年度から平成27年度までの病院・消防を除いた職員数には、新小山市市民病院への派遣職員を含みます。

※ 平成27年度をもって、新小山市市民病院への職員派遣は終了しました。

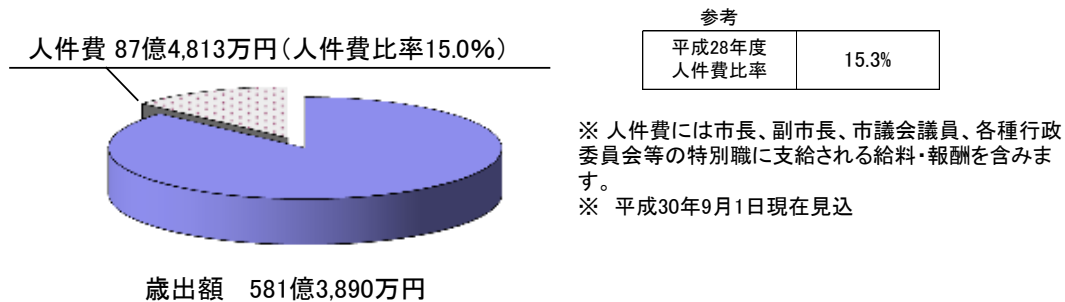
※ 平成27年度以降、法律改正に伴い職員数から教育長を除く取扱いとなっております。

※ 平成27年度以降の職員数には、育児休業代替任期付職員を含みます。

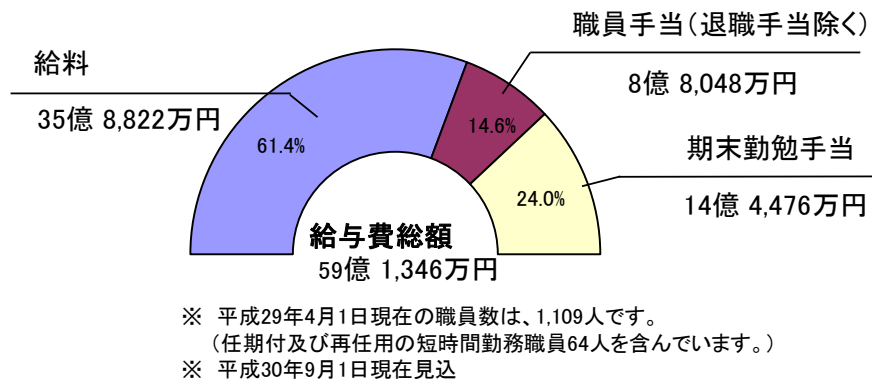
(H27:2名、H28:7名、H29:9名、H30:11名)

## 2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

### (1) 人件費の状況(平成29年度普通会計決算見込)



### (2) 職員給与費の状況(平成29年度普通会計決算見込)



### (3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(平成29年4月1日現在)

区分	一般行政職				技能労務職			
	平均給料月額	平均給与月額 "国ベース	年収ベース (試算値)	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 "国ベース	年収ベース (試算値)	平均年齢
小山市	304,800円	385,404円 336,991円	6,158千円	39.9歳	335,400円	374,987円 354,201円	6,091千円	54.8歳
国	330,531円	- 410,719円	非公表	43.6歳	286,833円	- 328,360円	非公表	50.6歳

- ※1 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。
- ※2 「平均給与月額 国ベース」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
- ※3 「年収ベース」は、平均給与月額を12倍したものに、前年度に支給された期末・勤勉手当の額を加えた試算値です。

### (4) 職員の初任給等の状況(平成30年4月1日現在)

区分	小山市	国
一般行政職	大学卒	179,200円
	高校卒	147,100円
技能労務職	高校卒	-

(5) 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額状況（各年4月1日現在）

区分		経験年数7年 以上10年未満	経験年数10年 以上15年未満	経験年数15年 以上20年未満	経験年数20年 以上25年未満
一般行政職 (平成29年)	大学卒	236,500円	270,400円	333,700円	373,000円
	高校卒	—	236,300円	284,700円	344,800円
一般行政職 (平成30年)	大学卒	237,600円	275,100円	335,100円	371,900円
	高校卒	—	242,000円	275,400円	337,900円

(6) ラスパイレス指数（国家公務員を100）

区分		平成24年度 (参考値)	平成25年度 (参考値)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般行政職	小山市	108.9 (100.6)	108.2 (99.9)	100	99.1	100.2	99.6
	県内市平均	108.1 (99.9)	107.5 (99.7)	100.0	99.4	100.0	98.6
技能労務職	小山市	120.4 (114.2)	119.9 (113.7)	111.1	110.8	111.4	111.7

※1 括弧内の「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。

(7) 一般行政職の級別職員の状況等

① 級別職員の状況（平成30年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計	
標準的な職務内容	主事・技師等		主査・主任		係長	課長・所長		部長等	—	
職員数	121人	151人	72人	118人	140人	44人	13人	14人	673人	
構成比	18.0%	22.5%	10.7%	17.5%	20.8%	6.5%	1.9%	2.1%	100.0%	
参考	前年の職員数	115人	146人	68人	124人	138人	51人	10人	12人	664人
	前年の構成比	17.3%	22.0%	10.2%	18.7%	20.8%	7.7%	1.5%	1.8%	100.0%

※1 小山市給与条例に基づく給料表の級の区分による職員数です。

※2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(8) 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区分	給料			報酬		
	市長	副市長	教育長	議長	副議長	議員
報酬等月額	970,000円	826,000円	693,000円	600,000円	540,000円	510,000円
期末手当	6月期 1.55月、12月期 1.75月、計 3.3月(平成29年度支給割合)					

※1 市長の給料は10%、副市長・教育長の給料は5%減額しています。(表の金額は減額後の額です。)

※2 特別職の報酬は、小山市特別職報酬等審議会の答申を受けて定められています。

(9) 職員手当の状況 (平成30年4月1日現在)

区分	内容				
扶養手当	(1) 配偶者及び父母等	6,500円			
	(2) 子 ただし、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子については、 1人につき5,000円を加算	10,000円			
手住当居	(1) 借家・借間居住者	支給限度額 27,000円			
通勤手当	(1) 交通機関利用者	支給限度額 55,000円			
	(2) 四輪自動車使用者 (片道2km以上の通勤者)	3,500円 ~ 31,600円			
	(3) 自転車・バイク使用者 (片道2km以上の通勤者)	2,600円 ~ 31,600円			
期末・勤勉手当	(平成29年度支給割合)				
		管理監督職員以外の職員		管理監督職員	
		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
	6月期	1.225月 (0.65月)	0.85月 (0.4月)	1.025月 (0.55月)	1.05月 (0.5月)
	12月期	1.375月 (0.8月)	0.95月 (0.45月)	1.175月 (0.7月)	1.15月 (0.55月)
計	2.6月 (1.45月)	1.8月 (0.85月)	2.2月 (1.25月)	2.2月 (1.05月)	
	○ 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有 ※ 括弧内は、再任用職員に係る支給割合です。				
退職手当	一般職の退職手当		特別職の退職手当		
		(自己都合)	(応募認定・定年)	職名	支給率
	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	市長	給料月額×在職月数×42÷100
	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	副市長	給料月額×在職月数×25÷100
	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	教育長	給料月額×在職月数×21÷100
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分			
	○ その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算) ○ 1人当たり平均支給額 16,086千円				
地域手当	支給対象地域	支給率	国の制度 (支給率)	支給実績	職員1人当たり年間支給額
	小山市	3%	3%	129,921千円	112,877円
	野木町	6%	6%	4,468千円	212,756円
特殊勤務手当	職員全体に占める支給職員の割合		17.6%		
	支給対象職員1人当たり平均支給年額		13,777 円		
	手当の種類		11種類		
時間外手当	年間支給総額		401,585千円		
	職員1人当たり年間支給額		377 千円		



## (10) 勤務時間の状況 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

一週間の勤務時間	勤務の開始時刻	勤務の終了時刻	休憩時間
38 時間 45 分	8 時 30 分	17 時 15 分	12 時～13 時

## (11) 年次有給休暇の状況 (平成 29 年度実績)

制度概要	1 年度につき 20 日付与。現年度付与分のみ翌年度に繰り越し可。
平均使用日数	11.3 日

## (12) 特別休暇等 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

種 類	付 与 日 数	
公民権行使のための休暇	必要と認められる期間	
裁判員、証人等として出頭するための休暇	必要と認められる期間	
骨髄提供のための休暇	必要と認められる期間	
ボランティア休暇	5 日以内	
結婚休暇	連続する 7 日以内	
生理休暇	2 日以内	
妊婦の健康診査等のための休暇	妊娠満 23 週までは 4 週間に 1 回 妊娠満 24 週から満 35 週までは 2 週間に 1 回 妊娠満 36 週から分べんまでは 1 週間に 1 回 産後 1 年までは 1 回	
妊婦の通勤混雑緩和のための休暇	1 日を通じて 1 時間以内	
産前休暇	7 週間又は 8 週間以内	
産後休暇	8 週間以内	
育児時間	1 日 2 回それぞれ 30 分 又は 1 日 1 回 60 分	
妻の出産	2 日以内	
育児参加休暇	5 日以内	
子の看護のための休暇	5 日以内(2 人以上は 10 日)	
短期の介護休暇	5 日以内(2 人以上は 10 日)	
忌引	親族との続柄に応じ 7 日から 1 日以内	
父母の祭日(法要)	1 日以内	
夏季休暇	連続する 6 日以内	
災害による現住居の滅失等	7 日以内	
災害又は交通機関の事故等	必要と認められる期間	
災害時における身体の危険回避	必要と認められる期間	
病 気 休 暇	公務上の負傷又は疾病、結核性疾患	1 年以内
	その他私傷病	90 日以内(市規則で定める負傷、疾病は 180 日)
組合休暇(任命権者が許可する場合)	30 日以内	
修学部分休業	1 週間の勤務時間の 1/2 以内(無給)	
自己啓発等休業	大学等課程の履修	2 年(特に必要がある場合は 3 年)以内
	国際貢献活動	3 年以内
配偶者同行休業	3 年以内(無給)	

(13) 育児休業等の状況（平成 29 年度実績）

	制度概要	新規取得者数
育児休業	3 歳未満の子を養育する場合に取得できる。子が 3 歳に達するまでの期間内で休業できる（無給）。	24 人 (6 人)
部分休業	小学校就学前の子を養育する場合に取得できる。勤務時間の始め又は終わりに 1 日を通じて 2 時間以内（取得時間は無給）。	9 人 (0 人)
育児短時間勤務	小学校就学前の子を養育する場合に取得できる。1 週間の勤務時間を 19 時間 25 分、19 時間 35 分、23 時間 15 分、24 時間 35 分にできる（勤務時間数に応じて給料支給）。	0 人

※ それぞれ平成 29 年度の**新規取得者数**（括弧内は男性職員）です。

(14) 介護休暇の状況（平成 29 年度実績）

制度概要	取得者数
要介護者を介護するため、介護を必要とする一の継続する状態ごとに 3 回まで、通算 6 月の範囲内で取得できる。（無給）	0 人

### 3 職員の分限及び懲戒処分の状況

#### (1) 分限処分者数（平成 29 年度実績）

分限処分とは、公務の能率の維持やその適正な運営の確保の目的から、勤務実績不良、心身の故障等のため職責を十分に果たせない等の場合に行うものです。

区分	降任	免職	休職	降給	合計
処分者数	0 人	0 人	15 人	0 人	15 人

#### (2) 懲戒処分者数（平成 29 年度実績）

懲戒処分とは、職務上の義務違反や公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員に一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的として行うものです。

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
処分者数	0 人	1 人	0 人	0 人	1 人

### 4 職員の服務の状況

#### (1) 地方公務員の服務規律の概要

すべての職員が、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務することと、全力を挙げて職務の遂行に専念することが、職員の服務の根本原則とされています。

具体的には、職務に専念する義務、法令や上司の職務上の命令に従う義務、信用を傷つけ不名誉となる行為の禁止、秘密を守る義務、政治的行為の制限、ストライキ等の争議行為の禁止、営利企業等に従事することの制限などです。

#### (2) 服務規律確保のためにとった措置の概要（平成 29 年度実績）

文書により、職員に職務遂行上の法令遵守はもとより、私生活においても市民から信頼される行動を促すとともに、管理監督者による指導の徹底を図り、職員の服務規律の確保に努めました。

#### (3) 営利企業等の従事の状況（平成 29 年度実績）

営利企業等の従事の内容	承認職員数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問、評議員及び当該団体の重要方針決定に参画する職員の地位を兼ねる場合	0 人
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	2 人
報酬を得て事業若しくは事務に従事する場合	4 人

## 5 職員の研修及び人事評価の状況

職員研修では、行政の担い手である職員一人ひとりの能力開発と組織の活性化を図るため職員研修の充実・浸透や自己啓発意欲の促進を推進し、住民福祉の向上を実現するため、次のような研修を行いました。

### (1) 小山市単独研修

時代の変化に対応し、より主体的・効率的に行政運営を行うための知識の習得と能力の向上を目的に実施しました。

(平成 29 年度実績)

研修名	受講者	研修名	受講者
新採用職員市単独研修	61 人	技能労務職員研修	66 人
新採用職員6カ月研修	67 人	手話研修(初級)	9 人
法制執務研修	28 人	パソコン中級研修	12 人
中堅職員研修	10 人	通信教育	6 人
新任係長級職員研修	40 人	資格取得	29 人
CSリーダー研修	46 人	人事評価評価者研修	217 人
新任課長級職員研修	22 人	交通安全研修	936 人
新任部長級職員研修	7 人		
女性職員キャリアアップ研修	18 人	合 計	1,574 人

### (2) 小山地区職員研修協議会主催研修（小山市・下野市・野木町で構成）

主に係長級以下の職員を対象に、各階層に応じて、職員に必要な知識や技能の修得を目的に実施しました。

(平成 29 年度実績)

研修名	受講者	研修名	受講者
新採用職員第1部研修	62 人	政策形成研修	20 人
新採用職員第2部研修	62 人	折衝交渉研修	28 人
新採用職員フォローアップ研修	56 人	仕事と人のマネジメント研修	55 人
初級職員研修	49 人	プレゼンテーション能力開発研修	26 人
公務員倫理研修	38 人	組織リーダー研修	46 人
中級職員研修	38 人	リスクマネジメント研修	37 人
キャリアデザイン(若手職員)研修	35 人	再任用職員研修	10 人
職員力向上研修	31 人	女性活躍推進研修	19 人
コミュニケーション研修	30 人	管理監督者研修	129 人
接客スキルアップ研修	27 人	合 計	798 人

(3) 栃木県市町村振興協会主催研修(県内全市町で構成)

主に係長・主任級の職員を中心に、管理監督者として必要な知識や能力の養成等を目的に実施しました。

(平成 29 年度実績)

研修名	受講者	研修名	受講者
コミュニケーション・カウンセリング講座	3 人	行政法講座	2 人
個人情報保護制度	2 人	民法講座	6 人
住民との協働講座	2 人	プレゼンテーション講座	5 人
メンタルヘルス講座	4 人	広聴広報力向上講座	2 人
職場リーダー研修	1 人	OJT研修	2 人
クレーム対応力講座	7 人	情報活用力向上研修	2 人
組織内リスク管理講座	1 人	折衝・交渉研修	3 人
パワーハラスメント防止研修	2 人	研修担当者研修	1 人
タイムマネジメント講座	6 人	JKET 指導者養成研修	1 人
女性職員活躍の職場づくり	2 人	地方公務員制度指導者養成研修	1 人
法務基礎養成講座	31 人	管理者研修	7 人
接遇レベルアップ講座	52 人	合 計	145 人

(4) 派遣研修

高度な専門的知識を習得し、職場へフィードバックさせることによって、質の高い行政サービスの提供と事務の効率化を図るため、専門的な機関や民間企業に職員を派遣しました。

(平成 29 年度実績)

研修機関	研修科目	受講者
自治大学校	第2部課程	1 人
市町村アカデミー	法令実務能力の向上 A(基礎)	2 人
	固定資産税課税事務(土地)	1 人
	固定資産税課税事務(家屋)	1 人
	議会事務	1 人
	住民税課税事務	1 人
	市町村税徴収事務	1 人
	法令実務能力の向上B(応用)	1 人
	文化・芸術の活用による地域の活性化	1 人
国際文化アカデミー	女性リーダーのためのマネジメント研修	1 人

【(4)派遣研修の続き】

研修機関	研修科目	受講者
日本下水道事業団	推進工法	1人
	アセットマネジメント・ストックマネジメント(入門編)	1人
全国建設研修センター	建築基準法(建築物の監視)	1人
	都市再開発	1人
	開発許可 I	1人
	用地交渉のポイント・演習	1人
とちぎ建設技術センター	基礎から学ぶ土木工事設計積算研修 ～土木工事設計積算(入門編)～	3人
	がんばれ！新採 ～新規採用市町村等職員研修～	4人
	安全快適な道路計画	1人
	建築工事(県・市町)監督職員等の検査	1人
	悩み解決！用地実務研修	2人
	建設技術者のための安全管理と法律講座 ～労働安全衛生関係法令、建設業法の解説～	2人
国土交通省	国土計画研究交流会	2人
日本経営協会	地方自治体女性職員交流研究会	1人
	基礎から学ぶ著作権講座	2人
結城市	ワークライフバランス研修	2人
	業務改善研修	1人
	コーチング研修	1人
	レジリエンス強化研修	2人
	事業のスクラップ研修	1人
	シティプロモーション研修	1人
民間企業派遣研修		4人
合 計		47人

(5) その他(自己啓発活動等支援)

職員の自己啓発意欲を喚起し、職員の能力開発をすることにより、組織の活性化を図ることを目的に自己啓発活動等を支援しました。

- 自主研究グループ活動の支援及び助成
- 職場研修(OJT)実施の支援

## (6) 職員の人事評価の状況

本市では、「人事評価制度」を平成 19 年度から試行導入しており、平成 22 年度から本格実施しました。

「人事評価制度」は、職員が業績意識のもとで業務目標の達成や能力開発に取り組み、結果として、努力し成果を上げた職員が適正な処遇を受けることで意欲向上に繋げ、また、評価結果のフィードバックにより人材育成を図る仕組みとなっております。

平成 28 年度の評価結果については、平成 29 年度 6 月期及び 12 月期の勤勉手当、1 月期の昇給に反映しました。

## 6 職員の退職管理の状況

平成 26～29 年度に退職した職員のうち、小山市職員の退職管理に関する条例第 3 条に基づき、再就職の届出があった件数（平成 30 年 4 月 30 日現在）

退職年度	件数
平成 26 年度	2 件
平成 27 年度	3 件
平成 28 年度	8 件
平成 29 年度	0 件

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 公務災害補償の制度及び認定状況（平成 29 年度実績）

地方公務員災害補償基金	一般職員の公務中及び通勤途中の被災に対する補償	6 名 (骨折等)
小山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	非常勤職員・臨時職員の公務中及び通勤途中の被災に対する補償	3 名 (骨折等)

### (2) 健康診断実施状況（平成 29 年度実績）

区 分	対象者	受診者数
定期健康診断	全職員	494 人
人間ドック	30 歳以上の職員	658 人

### (3) 健康管理研修会（平成 29 年度実績）

区 分	対象者	回 数
メンタルヘルス研修会	管理監督者・一般職員	管理監督者 3 回 一般職員 3 回
ハラスメント防止研修会	全職員	3 回

### (4) メンタルヘルス対策事業（平成 29 年度実績）

区 分	対象者	内 容
ストレス健康相談	全職員	精神科医による相談を月に 1 回実施 相談件数: 18 件
カウンセリング相談	全職員	産業カウンセラーによるカウンセリングを年 33 回実施 相談件数: 144 件
ストレス調査	全職員	メンタル不調を防止するため、全職員を対象にストレスチェックを実施、更に高ストレス職員に対し 2 次調査を実施、その結果に応じて医師面接等の事後フォローを行う

### (5) 福利厚生事業

#### ① 法律による制度(地方公務員等共済組合法)

栃木県市町村 職員共済組合	短期給付事業	長期給付事業	福祉事業
	職員と家族の病気・ケガ・出産・死亡・休業・災害等への給付	退職・障害または死亡に対する年金や一時金の給付	健康の保持増進事業、宿泊事業、貸付事業、貯金事業等

#### ② 条例による制度(小山市職員共済会に関する条例)

##### ア 負担率（平成 29 年度実績）※小山広域保健衛生組合を除く

掛金(共済会費)	市補助金	負担割合(職員:市)
16,611,131 円 (給料月額 of 1000 分の 4)	13,500,000 円	1 : 0.813

##### イ 市補助金決算額等（平成 29 年度実績）※小山広域保健衛生組合を除く

補助金決算額	会員数	1 人当たりの補助金負担額
13,500,000 円	1,145 名	11,790 円



ウ 事業内容（平成 29 年度実績）

i) 補助金事業会計（市補助金により運営）

事業項目	内 容	助成単価等	受給者数
保健衛生費	人間ドック・PET 検査・ 脳ドック利用助成	自己負担額の 7 割(新小山市市民病 院の人間ドックは 9 割)、脳ドックは 一律 10,000 円	620 人
福利厚生費	(一財)小山市勤労者共 済サービスセンター特別会員 事業費	特別会員費:年額 4,136 千円 (職員共済会が加入することで、職員が同セン ターの会員サービスを受けられる。)	

ii) 掛金事業会計（会員の負担する掛金により運営）

事業項目	内 容	1人当たりの給付単価	受給者数
給 付 費	退会給付金	会員年数に応じて支給	68 人
	結婚祝金	3 万円	36 人
	銀婚祝金	2 万円	17 人
	傷病見舞金	1~2 万円(期間に応じて支給)	11 人
	出産祝金	1.5 万円	45 人
	入学祝金	1 万円	61 人
	卒業祝金	1 万円(中学校卒業)	32 人
	永年勤続祝	勤続 20 年 2 万円の旅行券	16 人
		勤続 30 年 6 万円の旅行券	16 人
	死亡弔慰金	1~10 万円(会員との関係に応じて支給)	52 人
	災害見舞金	5~30 万円(災害の程度に応じて支給)	0 人
	調整給付金	5 万円	4 人
福利厚生費	リフレッシュ助成	5 千円(最高限度)助成	1,096 人
	文化・体育クラブ 活動助成	1 団体につき年間 3 万円	16 団体

## 8 公平委員会の報告関係

平成 29 年度小山市公平委員会の業務の処理状況

(平成 29 年 4 月 1 日~平成 30 年 3 月 31 日)

業 務 内 容	件 数
勤務条件に関する措置要求	0 件
不利益処分に関する審査請求	0 件
職員からの苦情の処理	0 件